

愛知労働局発表
平成30年12月21日(金)

担 当	愛知労働局職業安定部職業安定課
	課長 杉山 龍吾
	課長補佐 山下 新太郎
	電話 (052) 219—5506 (ダイヤル)

名古屋東公共職業安定所における文書の誤交付について

愛知労働局(局長 高崎真一)は、名古屋東公共職業安定所(所長 大久保欣史)において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、以下のとおり当該事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので概要をお知らせします。

1 概要

名古屋東公共職業安定所(以下「名古屋東所」という。)において、A労働保険事務組合(以下「A事務組合」という。)から届出のあったB事業所のCさんの「高年齢雇用継続給付支給申請書」、「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書」(事業主通知用)、「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」(被保険者通知用)(以下「高年齢雇用継続給付支給申請書」という。))及び添付資料の「給与明細書」を誤って、育児休業給付金支給申請のため来所していたDさんに手交した。

「高年齢雇用継続給付支給申請書」には、雇用保険被保険者番号、氏名、資格取得年月日、賃金月額、口座番号等が、また、「給与明細書」には、基本給、健康保険等の法定控除額が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成30年12月12日、Dさんが名古屋東所雇用保険適用課に提出した育児休業給付金支給申請書を、職員Eが受け取り、所定の受付箱に入れた。この受付箱には、A事務組合が提出したB事業所のCさんの高年齢雇用継続給付支給申請書が入っていた。
- (2) 職員Eは、Dさんの育児休業給付金支給申請書を入力処理に回す際、受付箱から誤ってCさんの高年齢雇用継続給付支給申請書を取り出した。そのまま入力処理が行われ、職員EはDさんに、処理済みのCさんの高年齢雇用継続給付支給申請書を手渡した。
- (3) その後、受付箱にあった処理待ちのDさんの育児休業給付金支給申請書の入力処理が行われ、Dさんの呼びだしがあったところ、待合から反応がなく、Dさんが書類を受け取り既に帰られたことが分かったため、Cさんの高年齢雇用継続給付支給申請書を誤交付したことが判明した。
- (4) 同日、名古屋東所管理次長及び雇用保険適用課長がDさん宅を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、Cさんの高年齢雇用継続給付支給申請書及び給与明細書を回収した。

- (5) 同年 12 月 13 日、A 事務組合、B 事業所及び C さんに対して、管理次長及び雇用保険適用課長が、それぞれ訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

職員 E が D さんの育児休業給付金支給申請書を取り出す際、D さんの書類であることの確認を怠ったこと、さらに、手交時においても、書類が本人のものであることの確認を怠ったこと。

4 再発防止

(1) 名古屋東所における取組

- ① 平成 30 年 12 月 13 日、緊急幹部会議を開催し、所長から幹部職員に対して、本事案の概要、発生原因等を周知するとともに、再発防止の徹底について指示を行った。
- ② 同年 12 月 25 日から 12 月 28 日、緊急の職員研修を全職員（非常勤職員含む）を対象に行う予定である。

(2) 労働局における取組

総務部長から局内の全部課、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、本事案の概要、発生原因等を周知するとともに、再発防止の徹底について指示を行った。

併せて、職業安定課職員が全所訪問し個人情報保護及び個人情報漏えい防止対策について緊急点検を実施する予定とともに、職業安定部長が名古屋東所を訪問し、全職員に対し再発防止の指示徹底を行った。